

業の性質その他特別の事情によりこれが短縮をなすことを得

- (二) 轉業者は速かにその就職先就職条件等の大體の用途を定めたる後轉出せしむることとし轉出に至るまでの過渡期においては必要により勤勞奉仕隊等を結成し差當り緊要産業の生産増強に協力せしめこれにより轉業に必要な鍊成をなさしむ、右勤勞奉仕隊による勤勞報國作業については時局産業方面の工場、事業場並に商業報國會その他關係機關の協力の下に國民職業指導所をして實施に當らしむ

- (四) 轉業者の収入は従前の収入に激減を與へざる如く特別の考慮を拂ふ

- (五) 轉業者の家族に對してもその就職、授産等につき特別の考慮を拂ふ

七、整理統合の實施に當りては同業者の共助精神に基づく自治的共助方法を勸奨實施せしむ

- (一) なるべく既存の組合等を利用す

- (二) 同一業種内の共助組織の整備並に共助資金の設定をなさしむ

- (三) 共助資金の造成に當りては共助施設の單位を可及的大ならしむる等の方法により負擔の公平を期す

- (四) 共助資金は轉業者の新職場において生活を確保し得るまでの生活費の補給、事業整理資金、轉業資金等に活用せしむ

- (五) 共助資金交付の標準は生産または取扱數量の外形のみによらず轉業者の個々の事情をも斟酌し

これが適正公平を期せしむ

- 十一、企業の整理統合により轉業する者の店舗その他の營業用設備、手持商品等の處理については業者または業者團體等において買取りまたは利用、處分の斡旋をなすと共にその營業上の債權、債務についてもこれが處理に協力せしむること、この場合において可及的に國民更生金庫を活用す

- (一) 店舗及び倉庫にして残存業者または業者團體において利用し得るものはこれ等のものにおいて買取りまたは借入ることとし、利用困難なるものについてはその適當なる處分または利用の斡旋をなす

- (二) 手持商品についてはなるべく残存業者または業者團體において買取りまたはその適當なる處分の斡旋をなす

- (三) 營業用設備及び什器、備品については残存業者または業者團體において利用し得るものはこれを買取り利用困難なるものについては適當なる處分の斡旋をなす

- (四) 營業上の債權及び債務についてはなるべく業者團體等においてこれを肩代りして處理す

- (五) 前各項の規定により店舗、倉庫、手持商品、營業用設備、什器、備品、營業上の債權、債務の處理をなすに當りては國民更生金庫の活用を期す

十二、職業轉換をなしたる者が従前の企業に復歸を希望する場合においてその企業の新規開業を認め得る事情にある時はこれが許可につき優先的に考慮す

厚生省人口局の乳幼児體力向上指導に關する諸方策の決定

厚生省人口局に於いては乳幼児體力の向上指導に關し實施すべき諸方策について鋭意研究中であつたが、最近昭和十七年度に於ける實施要綱を決定し、昭和十七年五月十五日次官通牒を以て各地方長官宛その方針を明示するに到つた。右通牒の全文を掲ぐれば以下の如くである。

乳幼児體力向上指導に關する件 依命通牒

(昭和十七年五月十五日厚生次官より各地方長官宛)

我が國人口の急速且永續的の増強を圖る爲には乳幼児の死亡を減少すると共に之が健全なる育成を爲すの要感、緊切なるものあるを以て從來實施し來れる乳幼児一齊診査及健康相談は本年度より國民體力法に基く體力検査として之を施行し乳幼児の體力向上指導を一層強化徹底せしめ度候條別紙乳幼児體力向上指導要綱に依り適切なる計畫を構立實施し其の効果を擧ぐるに遺憾なきを期せられ度

昭和十七年度乳幼児體力向上指導要綱

第一 體力検査

- (一) 體力検査方針に關する事項
國民體力法第六條ノ二の規定に依り地方長官に於て市町村長をして行はしむること
- (二) 體力検査を受くべき者に關する事項
昭和十七年度に於て體力検査を受くべき者は左の

ものとすること

(1) 昭和十六年四月一日より昭和十七年三月三十一日迄の間に出生したる者(昭和十六年度出生兒と稱す)

(2) 昭和十七年四月一日以後に出生したる者(昭和十七年度出生兒と稱す)

(三) 體力検査を受けしむべき義務者に關する事項
體力検査を受けしむべき義務者は左の者(以下保護者と稱す)とすること

(イ) 體力検査を受くべき者に對し親權を行ふ者
(ロ) 前號の親權を行ふ者なきときは後見人又は後見人の職務を行ふ者

(四) 體力検査施行者に關する事項
體力検査施行者は市町村長とすること

(五) 國民體力管理醫に關する事項

(1) 乳幼児體力検査の検査、療養の指導其の他の體力管理に關する醫務は國民體力管理醫之に當ること

(2) 乳幼児體力検査の爲の國民體力管理醫は地方長官に於て開業せる醫師又は保健所、健康相談所、官公立病院、赤十字社病院、濟生會病院、其の他私立病院に勤務する醫師の中より乳幼児の體力向上指導に適當なる者特に小兒科醫を委嘱又は任命すること尙大學、専門學校の教職員たる醫師を委嘱又は任命する様考慮すること

(3) 乳幼児體力検査の國民體力管理醫の委嘱又は任命に付ては左の例に依り辭令を交付すること
「昭和十七年度乳幼児體力検査施行に付國民體

力管理醫を委嘱す(命す)」

(4) 無醫村、島嶼等僻遠の地に對しては官吏たる國民體力管理醫を派遣する等適當なる方途を講ずること

(六) 體力検査を受くべき乳幼児の名簿作成に關する事項

(1) 市町村長は隣組、町内會、部落會、保健婦、巡回指導婦、母性補導委員、方面委員等の協力を求め名簿を作成すること

(2) 市町村長は名簿作成後異動ありたるときは其の都度名簿を加除訂正すること

(七) 體力検査の施行に關する事項

(1) 體力検査の時期及回数

(イ) 昭和十六年度出生兒に付ては五月一日より九月三十日迄の間に於て第一回の検査を爲し第一回の検査後三月以上経過したる後十月一日より翌年三月三十一日迄の間に於て第二回の検査を爲すこと

(ロ) 昭和十七年度出生兒に付ては生後四ヶ月迄に一回更に七ヶ月及十二ヶ月中に検査を爲すこと

(ハ) 疾病其の他已むを得ざる事故に依り體力検査を受くこと能はざる者は豫め市町村長に届出を爲し事故の止みたる後遅滞なく検査を受くこと

(ニ) 嚴寒、傳染病流行其の他乳幼児の體力検査を行ふを不適當と認むるに至りたる場合は地方長官の承認を受け検査の時期を變更する

を得ること

(2) 體力検査の場所及方法

(イ) 検査場は地方の實情に即し一齊検査場又は國民體力管理醫の診療所とすること尙成るべく保健所、健康相談所、大學、専門學校、公立病院等の施設を利用するやう考慮すること

(ロ) 検査は地方の實情に即し一齊検査(一定の期日に於ける一齊検査或は毎月定例検査日を設けて行ふ一齊検査)と國民體力管理醫の診療所に於ける隨時検査とを併用すること

(3) 體力検査の日時及場所の周知方法

市町村長は體力検査の日時及場所を告示すると共に保護者に對し告知すること尙保護者は國民體力法に依り検査を受けしむべき義務を負ふものなることを周知せしむること

(4) 體力検査補助者

(イ) 體力検査施行者は必要に應じ體力検査補助者を置き身體計測、乳幼児體力検査票及體力手帳の記載、體力検査結果報告等の事務に従事せしむること

(ロ) 體力検査補助者は巡回指導婦、保健婦、産婆(助産婦)、看護婦、教職員、母性補導委員、婦人團體の幹部其の他適當なる者に就き體力検査施行者に於て之を委嘱すること

(5) 體力検査の項目

身體計測、榮養狀態、疾病異常の検査を爲すと

共に榮養方法の指導、疾病異常の療養指導を爲すこと

(6) 體力検査の方法

別紙「體力検査方法、乳幼児體力検査票、體力手帳記載方法」に依ること

(7) 體力手帳

體力手帳は乳幼児初めて體力検査を受けたるとき之を保護者に交付すること但し妊婦手帳制に依り出産申告ありたるときは氏名、生年月日、本籍、現住所並に保護者の氏名、本人との續柄及職業を記載し假交付すること尙出生時の體重、在胎月數の判明せるものは之を記載すること(交付年月日は第一回の體力検査施行のとき之を記入すること)

(8) 體力検査の結果の記入

(イ) 體力検査の結果は體力手帳に記入すること

(ロ) 體力検査を行ひたるときは各被検査者に付乳幼児體力検査票を作成し五年間市町村長之を保存すること

(9) 體力検査實施計畫

地方長官は體力検査實施計畫を厚生大臣に提出し承認を受けること

(10) 體力検査結果報告

(イ) 體力検査施行者は乳幼児體力検査結果報告(様式第一號)を調製し九月三十日迄に實施したる結果を十月三十一日迄に、四月一日より翌年三月三十一日迄に實施したる結果を四月三十日迄に地方長官に提出すること

(ロ) 地方長官は乳幼児體力検査集計表(様式第二號)を調製し體力検査施行者が十月三十一日迄に提出すべき結果報告に基くものに付ては十一月三十日迄に、同じく翌年四月三十日迄に提出すべきものに基くものに付ては五月三十一日迄に厚生大臣に提出すること

第二 保健指導

(一) 乳幼児の保護者に對しては體力検査を受くべき乳幼児たるか否かを問はず總ての乳幼児に付體力検査以外にも成るべく屢、保健所、健康相談所、醫師等の保健指導を受くる様奨励すること

(二) 體力手帳の交付を受けたる者の保護者に對しては左に掲ぐる場合に於ては之を提示し其の結果の記載を受け體力向上に資せしむること

(1) 種痘其の他豫防接種、ツベルクリン反應又は血液其の他の検査を受くるとき

(2) 保健所、國民體力管理醫又は地方長官の指定したる醫師に就き健康診断又は保健指導を受くること

(3) 其の他體力に關し特に参考と爲るべき事項あるとき

(三) 體力検査に基く要注乳幼児に付ては保健所、保健婦、巡回指導婦、小兒保健報國會其の他の保健施設と密接なる聯絡を執り之が保健指導に遺憾なきを期すること

(四) 乳幼児に對しては保健指導と相俟つて榮養品の確保改善を圖るは喫緊の要務なるを以て之が實

施の爲地方廳に於て經費を計上すると共に社會事業團體等と聯絡を圖り榮養品の補給に付考慮すること

(六) 疾病に罹れる者に對しては治療に努めしむると共に各種醫療保護施設の活用を圖り療養に遺憾なからしむること

(七) 乳幼児の體力検査及保健指導方法に付ては醫師會、小兒保健報國會等と聯絡を執り協議會、講習會等を開催し其の適正統合を圖ること

第三 育兒思想の普及啓發

(一) 乳幼児體力向上の實を擧ぐる爲には育兒思想の徹底を期するの要あるを以て講習會、講演會、映畫會、展覽會及印刷物等に依り育兒思想の普及啓發を圖ること

(二) 各種保健施設、社會事業團體、婦人團體等と聯絡を保ち之が實效を擧ぐる様努むること

(三) 妊婦手帳制を活用し妊婦に對する育兒思想の普及啓發に努むること

第四 保健婦、巡回指導婦、母性補導委員等の設置

(一) 道府縣(又は市町村)は成るべく保健婦、巡回指導婦、母性補導委員等を設置すること

(二) 巡回指導婦は産婆(助産婦)中適當なる者、母性補導委員は婦人會幹部等適當なる者に之を委嘱すること

(三) 巡回指導婦、母性補導委員は保健所、國民體力管理醫、醫療機關、婦人團體、社會事業團體又は施設等と聯絡を執り母性及乳幼児の保健指導又は補導に奉仕すること

様式第一號ノ一

乳幼児體力検査結果報告(概括)

計	第三回		第二回		第一回		該當乳 幼児數	受檢乳 幼児數	受檢率	要注意乳幼児數				備考
	(ロ)	(イ)	(ロ)	(イ)	(ロ)	(イ)				疾病	營養	合計	備考	
										實數 百分率	實數 百分率	實數 百分率	實數 百分率	

備考

様式第一號ノ二

一、該當乳幼児數(イ)ニハ昭和十六年度出生兒名簿登錄數ヲ(ロ)ニハ昭和十七年度出生兒名簿登錄數(但シ十月三十一日迄ニ報告スベキモノニ付テハ四月一日ヨリ九月三十日迄ノ間ニ於テ出生シタルモノヲ記入スルコト)記入スルコト。
 二、第一回検査欄ニハ(イ)欄ノモノニ付テハ五月一日ヨリ九月三十日迄ノ間ニ於テ施行シタル検査、(ロ)欄ノモノニ付テハ生後四ヶ月迄ニ施行シタル検査、第二回検査欄ニハ(イ)欄ノモノニ付テハ十月一日ヨリ翌年三月三十一日迄ノ間ニ於テ施行シタル検査、(ロ)欄ノモノニ付テハ生後七ヶ月中ニ施行シタル検査、第三回検査欄ニハ(ロ)欄ノモノニ付テハ生後十二ヶ月中ニ施行シタル検査ノ結果ヲ記入スルコト。
 三、要注意乳幼児中疾病及營養ノ双方ニ付注意ヲ要スルモノハ疾病ノ欄ノミニ算加シ營養欄ニハ括弧内ニ外書スルコト。

施行期間 (至) 自 月 月 日 日

村町市

施行期間 (至) 自 月 月 日 日

村町市

乳幼児體力検査結果報告(乳兒營養方法)

實數	母乳營養	混合營養	人工營養	總數
總數ニ對スル百分率				

備考

(一) 本調査ハ検査ニ際シ滿七ヶ月迄ノ乳兒ニ付調査シタルモノノ結果ヲ集計スルコト。
 (二) 母乳營養欄ニハ母乳又ハ實ヒ乳ニヨルモノヲ記入スルコト。
 (三) 混合營養欄ニハ母乳ト牛乳、乳製品(全粉乳、調製粉乳、煉乳)山羊乳、重湯、穀粉其ノ他ノモノヲ併用スルモノヲ記入スルコト。
 (四) 人工營養欄ニハ牛乳、乳製品(全粉乳、調製粉乳、煉乳)重湯、穀粉其ノ他ノモノヲ記入スルコト。

様式第二號ノ一

乳幼児體力検査集計表(概括)

計	第三回		第二回		第一回		郡市別 區別	受檢 該當乳 幼児數	受檢乳 幼児數	受檢率	要注意乳幼児數				備考
	(ロ)	(イ)	(ロ)	(イ)	(ロ)	(イ)					疾病	營養	合計	備考	
											實數 百分率	實數 百分率	實數 百分率	實數 百分率	

施行期間 (至) 自 月 月 日 日

縣府道

を別に設けることの出来ぬ場合には衝立又は幕等を以て仕切り、診察を妨げられることなきやう注意する。

(二) 検査場には身體計測、疾病異常検査の爲必要な器具其の他の設備を爲す、殊に消毒を要する器具材料等に付いては遺憾なきを期せねばならぬ。

(三) 検査場は採光換氣等に留意し尙季節に應じ保温等に關し充分注意する。

三、保護者に關し留意すべき事項

(一) 検査を受ける場合には自ら乳幼児の保育に當る者を付添はしめることを原則とする。

(二) 衣服等は清潔を旨とすると共に着脱の敏速を

圖る。

(三) 襁褓は代りを携帶せしめ、尙手拭又はタオル等を用意せしむるを可とする。

(四) 人工養育の場合に於て哺乳の時間に差支へある時は乳を入れた哺乳壺を携帶せしむる。

四、其の他

(一) 受付、身體計測、診察、乳幼児體力検査票、體力手帳の記入等には補助者を要するを以て夫々適當なる補助者を豫め委嘱する。

(二) 乳幼児を長時間待たしめざるやう留意する。

(三) 麻疹、風疹、百日咳、流行性耳下腺炎、水痘其の他傳染の恐れある疾病を有する乳幼児は治療

したる後に於て検査を受けしむることとする。

第二章 身體計測

乳幼児の發育、榮養状態等を検査する場合種々の身體計測を行ふが體重が最も重要なものとされる。従つて乳幼児の體力検査には必ず體重を計測することとし、他の身長、胸圍等は必要と認めたる場合に於て計測するものとする。

一、體重

(一) 用具 乳幼児體重計

成るべく五十瓦以下の目盛あるものを用ひる。使用に先立ち目盛の零位を嚴密に規定し使用後も一應零位に變化なきやを確める。

(参考)

本邦健康乳幼児發育例

年 齡	體 重 (kg)		身 長 (cm)		頭 圍 (cm)		胸 圍 (cm)	
	男	女	男	女	男	女	男	女
新生兒	3.6	2.5	49.4	48.5	33.4	32.7	31.8	31.6
半 月	3.3	3.7	53.1	53.3	34.9	34.4	34.3	34.4
一 月	4.0	3.8	55.5	55.6	35.5	35.8	35.6	35.0
一 月 半	4.9	4.3	58.9	58.9	36.1	37.3	37.0	36.6
二 月	5.3	4.9	61.1	61.1	36.6	37.5	38.1	37.3
三 月	5.9	5.6	63.3	63.3	37.9	38.5	39.1	38.7
四 月	6.6	6.1	65.1	65.1	38.1	39.1	40.1	39.7
五 月	7.7	7.0	68.8	68.8	39.1	40.1	41.7	41.3
六 月	7.7	7.4	70.5	70.5	39.9	40.6	41.9	41.8
乳 兒								
七 月	7.9	7.5	71.4	71.4	40.3	41.3	42.4	42.1
八 月	8.3	7.9	72.7	72.7	40.7	41.7	42.9	42.6
九 月	8.4	7.9	73.7	73.7	41.1	42.1	43.4	43.1
十 月	8.7	8.2	74.7	74.7	41.5	42.5	43.9	43.6
十 一 月	8.9	8.4	75.7	75.7	41.9	42.9	44.4	44.1
十 二 月	9.2	8.6	76.7	76.7	42.3	43.3	44.9	44.6
一 年 半	10.1	9.9	79.7	79.7	43.3	44.3	45.9	45.6
二 年	11.3	11.0	82.3	82.3	44.3	45.3	46.9	46.6
二 年 半	12.3	12.5	85.0	85.0	45.0	46.0	47.7	47.4
三 年	13.7	13.6	88.5	88.5	45.8	46.8	48.5	48.2
四 年	14.7	14.7	91.7	91.7	46.7	47.7	49.3	49.0
五 年	15.6	15.2	94.7	94.7	47.5	48.5	50.1	49.8
六 年	17.5	16.6	100.3	100.3	48.3	49.3	51.1	50.7
幼 兒								
七 月	7.5	6.9	65.5	65.5	39.3	39.3	39.3	39.3
八 月	7.6	6.2	67.0	67.0	39.9	39.9	39.9	39.7
九 月	7.7	6.4	68.4	68.4	40.6	40.6	40.6	40.3
十 月	8.1	6.6	69.5	69.5	40.9	40.9	41.6	41.3
十 一 月	8.4	7.0	70.5	70.5	41.3	41.3	42.0	41.7
十 二 月	8.6	7.3	71.0	71.0	41.6	41.6	42.4	42.1
一 年 半	9.9	7.7	75.7	75.7	42.3	42.3	43.1	42.8
二 年	11.0	8.1	78.3	78.3	43.3	43.3	44.1	43.8
二 年 半	12.3	8.5	81.0	81.0	44.3	44.3	45.1	44.8
三 年	13.7	8.8	84.5	84.5	45.0	45.0	46.1	45.8
四 年	14.7	9.1	87.7	87.7	45.8	45.8	47.1	46.8
五 年	15.6	9.5	90.3	90.3	46.7	46.7	48.1	47.8
六 年	17.5	10.6	94.7	94.7	47.5	47.5	49.1	48.8

(二) 計測方法

全裸體として測定することが簡便であるが着衣の場合に於ては衣服、襪褌等の重量を差引く、又乳兒籠を使用するのが便利であるが此の場合には籠の重量を差引くことを忘れてはならぬ。

(一) 記載様式

單位はキログラムとし四捨五入法を用ひ單位の二位に止める。

二、身長

(一) 用具 乳兒身長計一般用身長計又は巻尺

(二) 計測方法

三年未滿の乳幼兒は仰臥位にて測定する。

(三) 記載様式

單位はセンチメートルとし四捨五入法を用ひ單位の下一位に止める。

三、胸圍

(一) 用具 巻尺

(二) 計測方法

三年未滿の乳幼兒は仰臥位にて測定し呼吸の終りに於ける目盛を讀む。

(三) 記載様式

單位はセンチメートルとし四捨五入法を用ひ單位の下一位に止める。

第三章 榮養状態の検査及榮養方法の指導

一、榮養状態の検査

(一) 判定方法

榮養状態は身體計測(特に體重)、視診、觸診等に依つて総合的に判定する。

視診及觸診に於ては皮膚の色澤、濕潤、彈性、緊

滿等の如何を檢し、尙皮下脂肪、筋肉及骨格の發育状態、淋巴腺、毛髮、齒牙等を検査する。

特に皮膚蒼白、皮膚彈性減退、組織緊滿退行、皮下脂肪發達不充分等の徴候があり、且體重が本邦健康乳幼兒發育例より約二〇%以上少い場合には之を要注意とし、然らざるものを可とする。但し體重が約二〇%以上減少してゐても視診、觸診等による榮養状態が良好であれば可とする。

又體重は充分あつても視診、觸診等による榮養状態に異常があれば要注意とする。

(一) 記載様式

可又は要注意とする。

(三) 指導上の注意

榮養状態不良の原因には疾病によるもの又は榮養方法其の他養護の適正を缺けるもの等がある。従つて先づ其の原因を探求し、それによつて適切な指導を與へることが肝要である。

二、榮養方法の指導

(一) 榮養方法の聴取

保護者から既往及現在の榮養方法を詳細に聴取し其の適否を判断する。

(二) 榮養方法の指導

(イ) 母乳榮養

育兒には先づ母乳による哺育を強調すべきである。此の爲には母親をして先づ充分なる母乳分泌を爲すやうに努力させなければならぬ。又輕い程度の病氣や簡單なる母乳検査の成績を以て輕率に母乳榮養を廢すべきでない。母乳の不足せる場合には健康なる人から貰ひ乳

をすするやうに勧める。

(ロ) 混合榮養

母乳が不足し貰ひ乳もない場合には混合榮養を行はしめる。

(ハ) 人工榮養

全く母乳のない場合には止むを得ず人工榮養を行ふ。牛乳、全粉乳又は調製粉乳、山羊乳等を使用する。加糖煉乳は之等のものが得られざる場合に於て使用せしむべきで、長期に互り使用することは良くない。

尙乳兒の發育、健康状態等に應じたる調乳法を指導する必要がある。

穀粉、澱粉、重湯等は添加物として使用することは良いが、これのみを以て乳兒を育てることは不適當である。大豆乳の如きも亦同様である。

(三) 離乳期食餌

普通六、七ヶ月頃より離乳を開始するやう指導する。離乳期食餌は乳兒の發育するに従つて流動物、半流動物、消化し易き形になしたる固形物等を順次に與へ、滿一年の頃には大體一日粥食二、三回、乳二、三回を與へるやうにする。夏季に於ては乳兒の健康状態等により多少の手加減を爲さねばならぬが離乳開始を秋まで延ばす必要はない。

(ホ) 幼兒の食餌

食餌は質に留意し、量を充分ならしめるやうにし、偏食、過食及不規則な間食等に付ては特に注意する。

(ヘ) 榮養方法の指導の記載

營養方法に關し、指導したる重要な事項は其の要點を「指導ニ關スル記事欄」に記入する。

第四章 疾病異常の検査及療養處置の指導

一、疾病異常

(一) 検査項目

疾病異常は早期に之を發見し治療處置に對して、適切な指導を與へることが肝要である。

乳幼児に付ては特に左の如き疾病異常に注意して検査する。

- (イ) 營養障礙
- (ロ) ビタミン缺乏症
- (ハ) 結核性疾患
- (ニ) 微毒
- (ホ) 神経系疾患
- (ヘ) 形態異常
- (ト) 齒疾
- (チ) トラホーム

營養障礙は營養失調症、消化不良症、消耗症、消化不良性中毒症、澱粉營養障礙等に注意し、調乳其の他食餌の質及量の不適當各種ビタミンの不足其の他養護の不適當等の原因を明かにし、之に應じた療養處置の指導を爲す。

ビタミン缺乏症に付ては A 缺乏症(結膜乾燥症及角膜軟化症)、B 缺乏症(脚氣及ペラグラ)、C 缺乏症(メレルバロー氏病)、O 缺乏症(佝僂病)等の外潜在のビタミン缺乏状態に注意しビタミンの補給方法其の他養護に關する指導を爲さねばならぬ。

結核性疾患及微毒は精密検査を行つて、判定する

ことが必要であり其の養護並に治療に付ては特に注意して指導せねばならぬ。

神経系疾患は腦膜炎、腦炎、小兒痲痺、精神薄弱等に注意する。

形態異常に付ては將來顯著なる機能障礙を残すと認めらるゝものを發見し適切な處置を圖るべきで特に下肢の開排を検査し先天性股關節脱臼の有無に注意することが肝要である。

齒疾は齲齒の有無、處置、未處置を検査し齒牙衛生に關し指導を爲す。

(二) 疾病異常の記載

疾病異常なき場合に於ては「疾病異常」欄に「無」と記入し、疾病異常のある場合は其の病名又は異常の名稱を記入する。但し結核性疾患、微毒に付ては將來に及ぼす影響を考慮し體力手帳には病名の記載を避け其の顯著なる症状のみを記載する。

齲齒は處置齒、未處置齒に分け其の數を記入する。

(三) 疾病異常に對する指導

疾病異常の治療處置に付ては口頭を以て懇切丁寧且徹底するやう指導を與へると共に羞恥恐怖の念を與へざるやう注意を拂ひ重要事項は其の要點を「指導ニ關スル記事欄」に記入する。

第五章 豫防接種其の他體力に關する

参考事項

一、記載すべき場合

豫防接種其の他體力に關する参考事項は體力手帳に記載の中出ありたる場合に概ね左の種類のものに付記載する。

(一) 種痘

(二) ゼフテリア、猩紅熱、腸チフス、バラチフス、百日咳、B・C・G等の豫防接種

(三) ツベルクリン反應(皮内反應)、ビルチー氏反應、貼布反應)

(四) 血液検査、寄生蟲卵検査其の他重要な反應検査

(五) 其の他體力に關し特に参考となるべき事項

二、記載様式
「乳幼児期ニ於ケル豫防接種其の他體力ニ關スル参考記事」欄に記入する。

種痘の場合は善感、不善感の成績を記入する。豫防接種の場合には其の種類とワクチン、血清、注射の別等を記載する。

ツベルクリン反應の場合には皮内反應、ビルチー氏反應、貼布反應の別並に其の成績を陽性、擬陽性、陰性を以て記入する。

微毒に關する血清反應の場合に於てはワツセルマン氏、村田氏、井出氏等の反應の種類及成績を記入するが、陽性のものは記載を要せざるものとする。

寄生蟲卵検査の結果は蛔蟲十二指腸蟲等の蟲卵の種類を記入する。

乳幼児體力向上指導に關する件

(昭和十七年五月十五日厚生省
人口局長の各地方長官宛通牒)

標記の件に關し本府厚生次官より別途通牒相成候處之が實施に當りては特に左記事項御留意の上圓滑なる運営を圖ると共に實效を擧ぐる様格段の御配慮相成度

記

一 乳幼児體力検査實施計畫は國民體力法施行規則第十二條に依り六月二十日迄に提出すること

二 國費豫算配賦は差し當り年額の四分の一程度とし左の通なること

・ 人口對策諸費(款)

(1) 乳幼児體力向上指導費(項)

應 費(目)

内 國 旅 費(目)

雜 給 及 雜 費(目)

乳 幼 兒 診 査 指 導 費(目)

圓 圓 圓 圓 圓

(2) 交付方法

右は大體年額の四分の一程度にして六月中旬配賦し更に追加配賦するものなること

三 豫算計理

(1) 應 費

乳幼児體力検査票作成費並に通信運搬費に充用すること

(2) 内國旅費

イ 職員の指導旅費に充用すること

ロ 乳幼児體力指導事務囑託を設置したる場合は當該囑託員の旅費に支出するも差支なきこと

ハ 體力検査の爲必要な旅費は乳幼児診査指導費より流用支出するも差支なきこと

(3) 雜給及雜費

講習會、打合會、印刷費、市町村事務費其の他雜費に充用すること

(4) 乳幼児診査指導費

乳幼児體力検査に従事せる國民體力管理醫並に巡

乳幼児體力検査票様式

- 同指導婦其の他體力検査補助者に對する手當、検査に要する資材購入費等に充用すること
- (5) 豫算經理に當りては乳幼児死亡率多き地方及保健指導を徹底し得る地方に關しては特に考慮を拂ひ重點的に實施し乳幼児體力向上の實績を擧ぐるやう工夫せられ度きこと
- 四 道府縣費、市町村費を以て左の如き經費を支出するやう配意あり度きこと
- (1) 保健婦、巡回指導婦、母性補導委員設置に要する經費
- (2) 検査の器具資材其の他會場雜費に要する經費
- (3) 榮養補給に要する經費
- (4) 其の他検査の實施及保健指導に要する經費
- 五 體力手帳、「乳幼児體力検査方法」乳幼児體力検査票、體力手帳記載方法には當省より送付すること
- 六 乳幼児體力検査票は別紙様式に基き作成せられ度きこと

乳 幼 兒 體 力 檢 査 票			
(昭和十七年度第 回)			
検査場	昭和 年 月 日 検査		
乳幼児氏名	男 女	昭和 年 月 日生	(滿 年 月)
保護者氏名		續 柄	職 業
現 住 所			
體 重 (kg)	榮 養 狀 態	榮 養 方 法	
	可 要 注 意	母 乳 貫 乳 牛 乳 全 粉 乳 調 製 粉 乳 煉 乳 山 羊 乳 澱 粉 其 他	
疾 病 異 常	其 他		
有 無 ()			
指 導 事 項	國民體力管理醫印		

注意 (1) 身長、胸圍の計測、齒疾の検査等を行ひたるときは「其の他」欄に記入すること
 (2) 「榮養方法」欄は滿七ヶ月迄の乳兒に付當該事項に○印を附すこと